

回答書

件名		令和9年高知県庁北庁舎で使用する電気
供給地点について		
1	質問	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁
	回答	①四国電力送配電（株） ②08
契約電力について		
2	質問	現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）
	回答	契約電力は仕様書のとおりです。
3	質問	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。
	回答	変更予定はありません。
計量日について		
4	質問	現在の計量日をご教示ください。 ※よくある質問回答に計量日は契約書案第11条（毎月末日24時）の通りとありましたが、現在の計量日も毎月末24時（1日検針）ですか。現行検針日から変更希望がある、といった場合はご教示ください。
		計量日につきまして、「末日24時」とは「1日0時」と解釈しても差し支えないでしょうか。
	回答	契約書（案）（計量）第11条のとおりです。
自動検針装置について		
5	質問	案件仕様書2 高知県庁北庁舎の受電設備等（2）電力量等の検針に、「自動検針装置 無」と記載がございましたが、お間違いないでしょうか。また、未設置の場合は、自動検針装置を設置していただく必要がありますが、ご了承いただけますでしょうか。
	回答	仕様書に記載のとおり、北庁舎には自動検針装置は設置されておりません。 設置の必要性については、落札後、一般送配電事業者と協議してください。
予備電力について		
6	質問	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。
	回答	予備電力の契約はありません。
燃料費調整について		
7	質問	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。
		①よくある質問1「入札時点の算定諸元を契約満了まで適用してよいか」に契約書案の通りとご回答がありましたが、契約書には「旧一般電気事業者が公表している電気需給条件及び主契約料金条件によるもの」とあるため、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には新たに設けた算定諸元を適用するという認識でお間違いないでしょうか。 ②新たに設けた算定諸元を適用した場合、“契約単価”の見直し協議は可能ですでしょうか。
	回答	契約期間中は、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社様）の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。 供給開始時の約款を適用となる場合、入札時の約款の算定方法と条件が大幅に異なる場合は、協議させていただく事は可能ですでしょうか。
	回答	燃料費調整の取扱いについては、契約書（案）（料金の算定）第12条第2項のとおりです。

託送料金の見直しについて		
8	質問	本年11月より、小売電気事業者に共通して影響する一般送配電事業者の託送料金の値上げが予定されておりますが、現時点では国の認可前であり、改定後の料金が確定しておりません。 つきましては、現行の託送料金を前提として入札し、落札後に改定後の託送料金が確定した場合は、託送料金の値上げ分に限り、契約単価を変更させていただいてよろしいでしょうか。
		一般送配電事業者より、託送供給等約款の見直しに伴う、2026年11月以降の託送料金単価の改定（値上げ）についてのお知らせが公表されております。当該改定は政府の承認後適用されるものと認識しておりますが、本入札における入札金額の算定にあたり、当該託送料金改定が承認・適用されることを前提として、改定後の託送料金を見込んで入札金額を算定するものと考えてよろしいでしょうか。
	回答	四国電力送配電（株）が令和8年9月11日付けで「託送供給等約款の変更届出について」のプレスリリースしています。このプレスリリースに記載されている新単価を適用して入札金額を積算してください。
9	質問	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。
	回答	よくある質問10のとおりです。
市場連動プランについて		
10	質問	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。
	回答	料金の算定については、契約書（案）（料金の算定）第12条のとおりとしてください。
年間総額内訳書について		
11	質問	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。
		「年間総額」を税込から税抜金額（入札書記載金額）にする際、端数処理の指定はありますでしょうか。
	回答	年間総額内訳書に記載のとおり、b欄及びe欄は税込としてください。その他は指定はありませんが、（5）年間総額（消費税等相当額を含まない額）（＝入札書記載金額）は（4）年間総額（電気料金月額の合計）の100/110の額を記載してください。 端数処理の指定は（3）のみです。その他は指定はありません。
12	質問	内訳書の割引等月額について、割引等ない場合には「0」とする対応でよろしいでしょうか。
	回答	割引等がない場合の表記の指定はありません。
入札書について		
13	質問	入札書に記載する日付について、入札説明書には「入札日の年月日」、よくある質問7には「入札参加資格に関する通知文書を受け取った日から、入札書提出期限までの日付」とございます。 どちらに合わせて記入すればよろしいでしょうか。
	回答	よくある質問7のとおりです。
入札書の提出方法について		
14	質問	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、簡易書留にてお送りしても問題ございませんでしょうか。
	回答	「別紙「見本」」、入札説明書8（5）のとおりです。
開札結果について		
15	質問	開札日に弊社から連絡し、弊社が落札したか、他社が落札したかどうかだけでもご教示いただくことは可能でしょうか。
	回答	個別のお問い合わせはお控えください。

16	質問	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承くださいませでしょうか。
	回答	公開範囲は例年と同様です。令和7年9月17日付け「高知県庁本庁舎、西庁舎及び北庁舎の電力入札結果について (https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025102300016/) 」をご確認ください。
入札保証金及び契約保証金について		
17	質問	入札保証金及び契約保証金免除に係る書類について、「過去2年間」と記載がございましたが、供給終了日が2年以内にあれば問題ございませんでしょうか。 例) 供給期間：2024年4月～2025年3月
		保証金免除に関する契約書の写しについて、供給期間が「2024年10月1日～2027年9月30日」となっており、2年間の履行が完了し、現在も契約中である契約書の写しでもよろしいでしょうか。
	回答	差し支えありません。
請求書について		
18	質問	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが承いただけますでしょうか。(年度末でも同様)
	回答	よくある質問13のとおりです。
19	質問	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。
	回答	差し支えありません。
20	質問	今後、紙面のご請求書は発行手数料(330円)をお客様負担とさせていただく可能性があります。ご了承くださいませか。
	回答	差し支えありません。
21	質問	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。
	回答	差し支えありません。
支払について		
22	質問	弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。どちらに対応可能でしょうか。 また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。
		弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承くださいませでしょうか。
		弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。
	回答	よくある質問16のとおりです。 取引先銀行は四国銀行です。 支払期限は契約書(案)(料金の支払等)第13条第2項のとおりです。
契約書について		
23	質問	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができればなる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。
	回答	供給開始までの契約締結となります。日程については協議可能です。
24	質問	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。
	回答	契約書(案)(料金の支払等)第13条第3項のとおりです。

契約後の変更等について		
25	質問	契約期間中に消費税率が変更された場合は、当該変更分を契約単価に反映するものとしてよろしいでしょうか。
	回答	契約変更にて対応します。
26	質問	契約に関する事項について、以下の3点をご教示ください。 ①仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。 ②契約締結後に制度変更等の外的要因が生じた場合、これに伴う契約内容・単価等の変更について協議いただくことは可能でしょうか。 ③契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。
		仕様書および電力需給契約書（案）に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、電力需給契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、電力需給契約書（案）に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。
		仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。
	回答	契約書（案）（疑義の決定等）第21条により協議します。
使用電力量、最大需要電力量の集計について		
27	質問	仕様書3（5）について、昼間（8時～22時）・夜間の使用電力量については弊社での集計は対応できかねます。WEB上のマイページに毎月の30分値データが掲載されますので、ダウンロードいただきお客様ご自身で集計いただくことは可能でしょうか。
		計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。
		弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。
	回答	差し支えありません。
障害等が発生した場合の体制について		
28	質問	仕様書3（2）について、障害等が発生した場合のお問い合わせ窓口は弊社ですが、実際に弊社職員が現地にて障害対応は行わず、実際には、必要に応じて四国電力送配電株式会社様にてご対応いただくこととなります。また、状況によっては、お客さまへ地域の電力会社の対応窓口の連絡先をお伝えし直接ご連絡いただく場合もございます。
	回答	差し支えありません。
政府の電気料金支援について		
29	質問	今後、電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府による支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整額の算定方法等諸条件については、みなし小売電気事業者と同様の取り扱いとし、政府が公表する支援単価と同額をお値引きいたします。なお、請求書への記載については燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けたうえでのお値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。
	回答	請求書上、燃料費調整額からではなく別項目からの割引となる場合、第12条第2項については変更契約により対応します。
データの提供について		
30	質問	【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。
	回答	同意書の提出は可能です。

その他		
31	質問	①弊社本社所在地が令和8年9月より変更となります。 入札書や申請書類には変更後の本社所在地を記載して提出することで差し支えないでしょうか。 ②申請書類の一部について、現時点では住所変更前の所在地が記載された資料がございますが、提出上問題ございませんでしょうか。 ③住所変更に伴い、提出が必要な書類がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。
	回答	①差し支えありません。 ②変更前と変更後の住所を記載した書面（任意様式）を添付してください。 ③本入札においては、特にありません。